

【論文】

# わが国における統合報告書の実態と展望

## Conditions and Prospects of Integrated Reporting in Japan

吉田 武史  
Yoshida Takeshi

### 目次

はじめに

1. 統合報告書の鍵概念
2. 統合報告書の2つの淵源
3. わが国における「報告書」の開示実態 —電力会社を中心として—
4. 統合報告書の課題と展望

おわりに

### (要旨)

近年、従来の財務報告書ではなく、環境、社会および経済を含めた企業の状況を報告するための統合報告書がわが国の企業を含めて、数多く公表されている現状がある。国際的には、統合報告書作成のためのフレームワークが公表されている。そこで、本稿では、当該フレームワークにおける鍵概念を検討し、統合報告書の性質がステークホルダーとの関係性によって規定されうることを明らかにしている。統合報告書の性質には、財務資本の提供者との関係性を重視する財務報告拡充アプローチとすべてのステークホルダーとの関係性を重視するワン・レポート・アプローチがある。さらに、企業活動がすべてのステークホルダーに直接的に関係する電力会社の「報告書」を分析している。電力会社では、自らの事業の正当性や妥当性を表明する手段として「報告書」が利用され、企業価値の毀損を生じさせるような負の側面に焦点が充てられてはいない。

財務報告拡充アプローチでは、企業価値が「投資者にとっての価値」とされ、統合報告書が財務報告書に吸収される可能性がある。他方、ワン・レポート・アプローチでは、企業価値が「社会にとっての価値」とされ、企業価値の毀損を生じさせるような負の側面に焦点を充てる必要性があり、改めて「社会にとっての価値」が定義され、かつ定量化される必要がある。

## はじめに

近年、環境問題や企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility：CSR）が重要視されてきたことを背景に、従来の財務報告書ではなく、環境、社会および経済を含めた企業の状況を報告するための統合報告書がわが国の企業を含めて、数多く公表されている現状がある。わが国において、統合報告書は、2017年度に、上場企業のうち、341社が発行している（KPMG ジャパン、統合報告センター・オブ・エクセレンス〔2018a〕3頁）<sup>1)</sup>。このような状況を鑑みると、わが国の企業においても統合報告書を作成および開示する現状は拡大している。

他方、国際的な視点からみると、統合報告書の作成および開示に関する規定が、2013年に、国際統合報告委員会（International Integrated Reporting Council：以下「IIRC」という）により、『国際統合報告フレームワーク（International Integrated Reporting Framework：以下「フレームワーク」という）』が公表されている。各国の企業は、当該フレームワークを参照し、統合報告書を公表しているという現状もある。しかしながら、このような環境、社会および経済を含めた企業状況の報告書を作成および開示している企業がすべて統合報告書として、公表しているわけではない。たとえば、そのような報告書を『環境報告書』、『CSR報告書（社会的責任に関する報告書）』、『持続可能性報告書（Sustainability Report）』あるいは『Annual Report』と称して、公表している企業も多数存在する。このように、企業によって、それぞれバラツキがある名称および内容の報告書が公表され、かつそのような名称のバラツキから、そこに記載される内容についても、統一されたものではない。また、報告書の名称が異なることから、それらは、必ず

しもフレームワークの規定にしたがって作成・公表されているわけではなく、統合報告書として、公表されているものであってさえ、フレームワークの規定にしたがっていないものが存在しているというのも現状の一面である。

そこで、本稿では、まず、IIRCから公表されているフレームワークにおける鍵概念を検討し、その上で、統合報告書が作成されるようになった2つの歴史的背景を明らかにする。このような2つの淵源を明らかにした上で、わが国の電力会社が公表する統合報告書あるいはそれに類似した報告書の開示実態を分析したい。これらの検討の後、統合報告書の課題と展望を考察する。

## 1. 統合報告書の鍵概念

前述したように、統合報告書の作成および開示の規定については、IIRCにより公表されたフレームワークがあり、ここでは、当該フレームワークにしたがって、統合報告書の鍵となる概念を明らかにする。

統合報告書は、組織の外部環境を背景として、組織の戦略、ガバナンス、実績および見通しが、どのように短期、中期および長期の価値創造に導くかについての簡潔なコミュニケーションである（IIRC〔2013〕para.1.1、日本公認会計士協会訳〔2014〕8頁）と定義されている。統合報告書は、価値創造についてのコミュニケーションとされ、価値創造が統合報告書の鍵概念となっている。

統合報告書の主要な目的は、財務資本の提供者に対して、組織がどのように長期にわたり価値を創造するかを説明すること（IIRC〔2013〕para.1.7、日本公認会計士協会訳〔2014〕8頁）にあるとされている。ここから、統合報告書においては、説明に重点がおかれ、説明責任の観点が重視されている。その説明の対象者は、主として、財務資本の提供

者、つまり、財務報告書における情報の受け手である株主や債権者などの投資者とされている<sup>2)</sup>。その内容は、長期にわたる価値の創造であり、この価値の創造が将来にわたり、どのような過程ないしは見通しをもって行われるかを明示することに主要な目的が置かれている。

説明あるいはコミュニケーションの対象者が投資者とされ、その内容が将来にわたる価値創造とされる点を鑑みれば、統合報告書は、現在の財務報告書において提供されえない情報を加えた報告書であるといえるであろう。つまり、統合報告書は、財務報告書の範囲外にある情報たる価値創造まで拡張された情報を包含している。

このような価値創造における価値概念については、2つの側面が存在するとされ、それらは、第1に、財務資本提供者への財務リターンにつながる価値とされる(IIRC [2013] para.2.4, 日本公認会計士協会訳 [2014] 11頁)。これは、財務報告書において計算および開示される価値概念たる利益であると考えられる。第2に、ステークホルダーや社会全体に対する価値であり、これは他者に対して創造される価値とされる(IIRC [2013] para.2.4, 日本公認会計士協会訳 [2014] 11頁)。これは、財務報告書の範囲外にある情報に該当し、特に、社会、環境あるいは企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility: 以下「CSR」という)に影響を与えた結果として、生み出される価値であると考えられる。財務報告書の範囲外にある価値創造に関する情報は、ESG情報<sup>3)</sup>あるいはCSR情報といえる。これらの2つの側面から価値の把握方法として、フレームワークでは、資本(capital)をその中心に置いており<sup>4)</sup>、当該資本増減や変換といったフローによって、価値創造を把握し、資本自体を価値の蓄積たるストックとみて、価値の把握を行うこととされる(IIRC

[2013] paras.2.10 ~ 2.12, 日本公認会計士協会訳 [2014] 12頁)。このような資本は、(1)財務資本、(2)製造資本、(3)知的資本、(4)人的資本、(5)社会・関係資本および(6)自然資本の6つに大別される(IIRC [2013] para.2.15, 日本公認会計士協会訳 [2014] 13頁)。それぞれの資本のフローとストックを把握することによって、企業がどのようにして、価値を創造したのかが把握される。組織(特に、企業を中心とする)の多くの活動は、資本の複雑な増加、減少あるいは変換に結びつき、6つの資本の組み合わせや資本を形成する要素の組み合わせを伴ったものであるとされる。それら6つの資本は、定量化が可能なものもあれば、数値化あるいは定量化が不可能なものもあることから、すべての事象に関する各資本間のストックやフローを数値化、定量化あるいは説明する必要はないとされている(IIRC [2013] para.4.55, 日本公認会計士協会訳 [2014] 35頁)<sup>5)</sup>。

しかしながら、このように、価値創造を把握する唯一の要素である資本のフローとストックが数値化あるいは定量化されない場合、統合報告書を公表している企業間の比較可能性が欠如するという問題が生ずる。統合報告書の比較可能性を向上させるために、フレームワークは、KPI(Key Performance Indicator)等の定量的指標の開示に有用性を認めている(IIRC [2013] para.4.53, 日本公認会計士協会訳 [2014] 34頁)。しかしながら、フレームワークは、どのような指標をKPIとすべきかについて、具体的に示してはいない。また、フレームワークは、特定のKPIの報告を企業に要求してはいない(Flower, J [2015] p.7)<sup>6)</sup>。

わが国の企業が公表する統合報告書では、6つの資本のKPIの開示は、統合報告書にハイライトセッションがある企業270社のうち、財務資本に関しては64%(173社)、人的資本に関しては15%(41社)、自然資

〔図表 1〕 わが国の企業が公表する統合報告書における資本別の KPI 指標の内訳

資本別	KPI 項目	割合	企業数
財務資本	売上高	86%	232 社
	自己資本	86%	232 社
	営業利益 (損失)	77%	208 社
	当期純利益 (損失)	77%	208 社
	自己資本利益率 (ROE)	76%	207 社
製造資本	設備投資額	37%	100 社
	会社数	6%	16 社
	拠点数	6%	16 社
	営業面積	2%	5 社
知的資本	研究開発費	35%	95 社
	研究開発比率	13%	35 社
	特許権保有件数	6%	16 社
人的資本	従業員数	52%	140 社
	女性管理職数または比率	35%	95 社
	女性従業員数または比率	15%	41 社
社会・関連資本	社会貢献イベント実績	9%	24 社
	会員数・顧客数	6%	16 社
	社会貢献支出額 (寄付金額)	6%	16 社
	顧客満足度	3%	8 社
自然資本	CO <sub>2</sub> 排出量	44%	119 社
	廃棄物の排出量	18%	50 社
	水使用量	16%	43 社

出所：KPMG ジャパン，統合報告センター・オブ・エクセレンス〔2018a〕17 頁を一部修正している。

本に関しては 10% (27 社)，製造資本に関しては 3% (8 社)，知的資本に関しては 3% (8 社)，社会・関係資本に関しては 3% (8 社) およびその他の事項に関しては 2% (5 社) がなされている (KPMG ジャパン，統合報告センター・オブ・エクセレンス〔2018a〕17 頁)。また，それぞれの資本の KPI 指標において開示されている主要な項目は，〔図表 1〕のとおりである。

〔図表 1〕から明らかなおとおり，財務資本の KPI は，わが国における上場企業が公表する有価証券報告書の主要な経営指標の推移の部分で開示される主要な項目で構成されている。製造資本の KPI では，設備投資額を開示している企業が多い。また，営業面積を開示している企業がある点に特徴があり，製造や生産の拠点となる工場数や工場の敷地面積などを開示している企業はない。知的資本

では、知的財産に関わるような研究開発費に関連する指標や特許数が開示されている。人的資本では、女性に関する KPI の開示が多い点に特徴がある。社会・関連資本では、企業の社会貢献の指標に関するものが多い。最後に、自然資本では、環境汚染に関する KPI の開示が多く、それは、負の指標をいかに削減しているのかという観点が強調されている。

以上の KPI として重視されている指標の検討から、これら 6 つの資本は、大別して 2 つに分けられよう。第 1 に、財務資本、製造資本および知的資本といった価値の創造に直接結びつく資本である。これらは、財務報告書においても開示される資本である。つまり、財務報告書の範囲内の資本であり、貨幣額での定量化がある程度可能な資本であるといえる。第 2 に、人的資本、社会・関連資本および自然資本といった非財務情報として位置づけられる資本である。これらは、環境報告書、CSR 報告書あるいはサステナビリティ報告書において開示される情報であり、貨幣額での定量化が困難な資本であるといえる。さらに、これらの資本は、価値の創造に直接的に結びつくことはまれであり、間接的に価値の創造に貢献する資本であると考えることができる。

このように、6 つの資本は大別して 2 つに分類されるが、統合報告書における資本の 2 分類は統合報告書がそもそも何を開示しようとしているのかについての立脚点も 2 つの大きな枠組みに分けられることを意味している。それは、第 1 に、わが国における有価証券報告書や諸外国における Annual Report を中心に据え、それだけでは明らかにならない情報を加えた報告書を統合報告書とみなすものである。この観点によれば、間接的に価値創造に貢献する資本（人的資本、社会・関連資本および自然資本）は、補足情報として開示される性質を有するものとなる。第 2 に、

環境報告書、CSR 報告書、サステナビリティ報告書および有価証券報告書や Annual Report をすべて結合した情報開示を行う報告書を統合報告書とみなすものである。この観点によれば、直接的あるいは間接的といった区別なく、価値創造に貢献する資本はすべて主要な企業情報として開示されるべき性質を有するものとなる。

第 1 の観点では、あくまでも価値創造に直接的に貢献する資本に焦点が充てられ、それ以外の間接的に価値創造に貢献する資本は副次的な位置づけとなる。したがって、副次的な資本がいかにして、価値創造に直接的に貢献する資本に組み込まれるのか、あるいは価値創造に直接的に貢献する資本に結びつくのかということが重要となる。つまり、価値創造に直接的に貢献する資本は、ある程度の定量的測定が可能であることから、それに間接的に貢献する資本も定量的測定が求められることとなろう。このことは、既存の財務情報ないしは財務報告のレリバンスロス（relevance lost）から、組織全体としての価値創造プロセスを明らかにすることを意味する。ここでの鍵概念は、財務報告に関するレリバンスロスの回復であり、財務報告拡張アプローチと呼ぶことができよう。また、この観点にもとづいた場合には、前述のとおり、財務資本の提供者に対する長期の価値創造プロセスの開示といった統合報告書の目的と整合的となる。しかしながら、あくまでも 2 つに分類された資本の性質ごとに、重要視される程度が異なることから、それは、果たして統合報告書といえるのかという問題が生ずることになる。

第 2 の観点では、6 つのすべての資本を統合して、価値創造プロセスに関する情報を開示することが目的となることから、すべての資本に焦点が充てられる。この場合、6 つの資本を結合して、全体としての価値創造プロセスをいかに示すかが重要となる。したがっ

て、6つの資本のそれぞれの特性に沿って、定量化あるいは定性化することが必要となる。ここでの鍵概念は、統合化あるいは結合化であり、これをワン・レポート (One Report)・アプローチと呼ぶことができよう。この観点にもとづく場合には、6つの資本のそれぞれが同等に重要視され、それらがどのように価値創造に貢献するのかを明らかにすることが可能であり、まさしく統合報告書と呼ぶことができよう。しかしながら、フレームワークにおいては、どのような統合思考をもってすれば、価値創造プロセスが明らかになるかを示していないという問題が存在している (長谷川編, 宮崎, 村井, 環境経営学会 統合思考・ESG 投資研究会著 [2018] 26頁)。

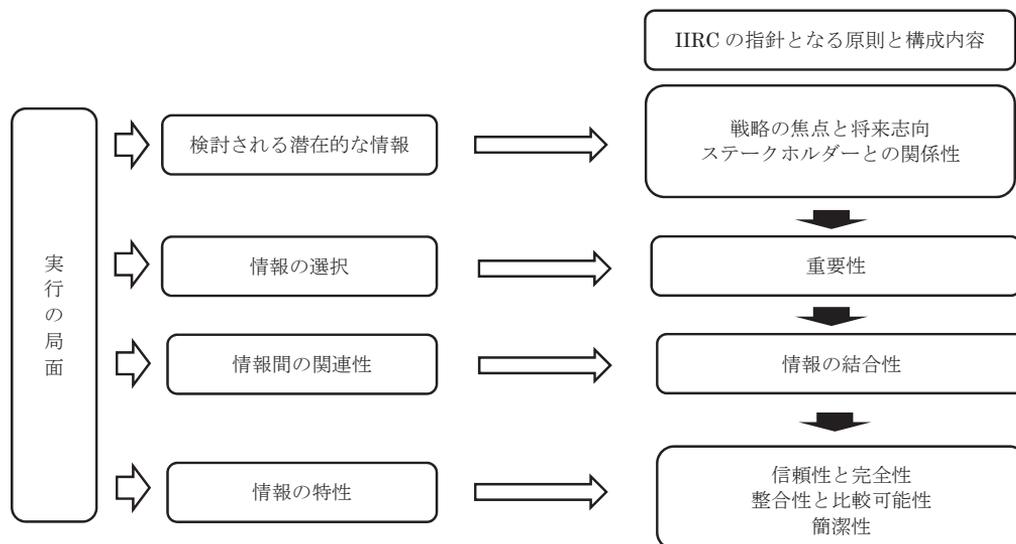
ここまで、統合報告書の目的、価値概念および資本概念を検討し、価値と資本の概念から、統合報告書の基底には、財務報告拡張アプローチとワン・レポート・アプローチとが存在することを明らかにした。以下では、2つのアプローチと統合報告書の作成と表示の基礎である指導原則がいかなる関係にあるか

を検討する。

統合報告書の指導原則には、(1) 戦略的視点と将来思考, (2) 情報の結合性, (3) ステークホルダーとの関係性, (4) 重要性, (5) 簡潔性, (6) 信頼性と完全性および (7) 首尾一貫性と比較可能性の7つがある (IIRC [2013] para.3.1, 日本公認会計士協会訳 [2014] 18頁)。これらのうち、統合報告書作成の実行の観点から、これらの指導原則の関係について、Mio, C [2016] p.11では、[図表2]のように示している。

このうち、重要性と結合性の決定については、非常に大きな判断が伴うものとされている。また、重要性が決定された後に、結合性は、重要性の決定とそれが将来の組織の業績やビジネスモデルにどのような影響を与えるかといった相互の関連性が示されるとしている (Mio, C [2016] pp.8~9)。つまり、このことは、「重要性の決定→結合性→実績とビジネスモデルへの影響」といった流れで、開示されるべき情報が決定されることを意味している。したがって、統合報告書において

【図表2】 統合報告書作成の実行と IIRC の指導原則



出所) Mio, C [2016] p.11 を一部修正。

開示されるべき情報は、重要性の決定に依存している。

開示されるべき情報は、重要性に依存し、重要性は、ステークホルダーとの関係性によって規定される。つまり、重要性とステークホルダーとの関係性は、その規定いかんによって、統合報告書のアプローチあるいはその位置づけが大きく異なる可能性を生じさせる。したがって、統合報告書で開示される情報は、「ステークホルダーとの関係性→重要性の決定→結合性→実績とビジネスモデルへの影響」といった流れで決定される。このことから、統合報告書の鍵概念は、この流れにおけるはじめの2つの項目であるステークホルダーとの関係性と重要性<sup>7)</sup>の2つであると考えることができる。

## 2. 統合報告書の2つの淵源

統合報告書の基底には、従来の財務報告情報を拡充し、もって財務報告書のレリバンスロストを回復するという財務報告拡張アプローチと有価証券報告書やAnnual Reportなどの「財務報告書」、「環境報告書」、「CSR報告書」あるいは「サステナビリティ報告書」といった様々な開示情報を1つの報告書として開示するというワン・レポート・アプローチが存在する。これらのアプローチは、6つの資本のとらえ方、順位付けあるいは優先度が異なっており、いずれのアプローチに立脚するかによって、価値創造のプロセスの開示が異なる。前述のとおり、これは、統合報告書それ自体の性質が異なるものとなることを意味している。

このように2つのアプローチが存在する理由には、統合報告書が登場した背景に2つの淵源があるためであると考えることができる。そこで、以下では、統合報告書が登場した2つの淵源を考察し、それぞれのアプローチの歴史的観点からみた特質を明らかにした

い。

統合報告書が主張されるようになった背景には、以下のものがあるとされる（長谷川編、宮崎、村井、環境経営学会統合思考・ESG投資研究会著〔2018〕195～196および202頁）。

- (1) 企業価値の創造に対する財務情報の説明力や有用性が相対的に低下したこと。
  - ① 投資家の短期的な投機志向が、財務情報にも影響を与えていること。
  - ② 企業価値の源泉が有形資産から無形資産へと変化していること。
- (2) 経済のグローバル化と世界人口の増大を背景に、地球規模での環境的あるいは社会的問題が深刻化していること。
  - ① 環境問題は、地球温暖化（気候変動）や生物多様性の喪失（生態系の劣化）による人間の生存に不可欠なエネルギー問題や資源の有限性が深刻になっていること。
  - ② 社会問題は、途上国や新興国の人権・労働問題あるいは貧困が社会の不安定要因となっており、これに加えて、少子高齢化、LGBTなどのダイバーシティ問題あるいは格差問題が生じていること。
- (3) 企業の報告負担が増し、情報利用者に経営の全体像を提供できていないこと。
  - ① 様々な企業報告書が公表され、企業情報が過多しており、情報利用者の理解可能性や企業間の比較可能性が失われていること。
  - ② 財務、ガバナンス、戦略、知的財産、CSR、環境あるいはサステナビリティに関する報告書に情報が重複されていたり、それらの情報間の整合性が失われていたりすること。

これらのうち、財務報告拡張アプローチの観点からは、主として、(1)の財務情報の説明力や有用性の低下と(3)の経営の全体像を

利用者に提供することを目的として、統合報告書が生み出されたと考えることができる。他方、ワン・レポート・アプローチの観点からは、主として、(2)の環境問題や社会問題の解決や(3)のワン・レポートという意味で、経営の全体像を利用者に提供することを目的として、統合報告書が生み出されたと考えることができる。

統合報告書が生み出された背景がそれぞれのアプローチによって異なることとなるが、以下では、それぞれのアプローチが主張されるようになった従来の企業報告書の問題点を検討する。

財務報告拡充アプローチでは、主として、財務情報の説明力や有用性の低下によって生ずる財務報告のレリバンスの喪失が問題とされ、その回復ないしは克服が統合報告書の成立基盤となっている。投資家の意思決定における財務情報の役割が絶えず損なわれ続けてきた(Lev, B and Gu, F [2016] p.8, 伊藤監訳 [2018] 29頁)原因として、以下のことが指摘されている。

- (1) 資産やのれんの減損処理や資産と負債の市場価値評価を義務づけることにより、一時的な収益(または利得)や費用(または損失)が激増し、報告利益に影響を与え、将来利益を予測するという点で、その有用性を失わせていること(Lev, B and Gu, F [2016] p.56, 伊藤監訳 [2018] 86頁)。
- (2) 1980年代、1990年代そして現在に至るまで、企業価値を生み出す源泉が建物、工場、機械あるいは棚卸資産といった有形資産から特許、ブランド、情報テクノロジーおよび人的資源といった無形資産に変化しているにもかかわらず、会計および財務報告実務では軽視されてきたがゆえに、財務情報の価値関連性を失わせていること(Lev, B and Gu, F [2016] p.37, 伊藤監訳 [2018] 61頁)。

- (3) 資産の帳簿価額の切り下げや資産と負債の公正価値評価の算定において、経営者の主観的見積りや予測の余地が増大し、財務諸表の完全性と信頼性を低下させ、結果として、財務情報と株価の乖離あるいは財務報告と経済的現実との乖離を生み出したこと(Lev, B and Gu, F [2016] p.37, 伊藤監訳 [2018] 61～62頁)。

現在の財務報告は、見積りや予測に起因して生ずる一時的でかつ反転の可能性のある収益あるいは費用が算入される損益計算書のボトムラインたる利益<sup>8)</sup>の有用性が失われ、かつ貸借対照表には企業価値の源泉たる無形資産が完全に反映されず<sup>9)</sup>、企業の経済的現実が反映されていない。さらに、損益計算書と貸借対照表の両者に関連する問題として、測定の不確実性の問題が存在している。これらは、情報開示媒体としての財務報告の不十分性を示しており、この不十分性を充足する目的で、統合報告書の開示が主張されているとみる見解が財務報告拡充アプローチである。したがって、財務報告拡充アプローチでは、あくまでも会計情報あるいは財務情報を充足し、投資者の意思決定に資する情報を開示するという視点が強調される。

他方、ワン・レポート・アプローチでは、主として、環境面や社会面での課題が強調され、これらの課題への対処を、財務情報に加え、どのように価値を創造し、持続可能な発展へと導くかということが統合報告書の成立基盤となっている。

環境面や社会面での課題は、1960年代の地域的な公害問題<sup>10)</sup>を嚆矢とし、1980年代の地球規模での地球温暖化、酸性雨およびオゾン層破壊へと展開し、それに伴って、強調されてきた。このようなグローバルな規模での環境問題は、1987年に「環境と開発に関する世界委員会」において、「持続可能な発展(Sustainable Development)」がスローガ

ンとされ、ここに、エコノミーとエコロジーの融合たる利益性と社会性が強調されたことが指摘されている（勝山編〔2004〕3頁）。このような環境問題を背景として、わが国においても、1999年に、環境庁（当時）より、「環境会計ガイドライン」が公表され、現在まで、暫時改訂がなされている<sup>11)</sup>。さらに、環境報告書についても、1997年に、環境庁より「環境報告書作成ガイドライン」が公表され、現在まで改訂がなされ<sup>12)</sup>、それにもとづいた「環境報告書」を作成している企業が多数存在する。

他方、社会問題は、わが国において、2000年代に入ってから、(1) 三菱自動車のリコール事件、(2) 雪印食品の牛肉偽装事件、(3) カネボウの粉飾事件、(4) 西武鉄道における有価証券報告書虚偽記載事件あるいは(5) ライブドアの粉飾事件など、企業不祥事が続発し、社会問題化したことがあげられる<sup>13)</sup>。このような企業不祥事の続発に対し、企業の倫理観が問われ、企業は事業活動において、社会に対する責任があるということが主張されるようになった（吉田〔2014〕31頁）。さらに、このような企業不祥事に関しては、現在においても、データの改竄や検査の不正として、続発している状況がある。わが国においては、このような事件を背景として、「企業の社会的責任」が主張されるようになった。

他方、グローバルな視点から、企業の社会的責任に関する動向は、第1に、「国連グローバルコンパクト」があげられる。これは、企業が社会的責任を果たすための行動原則としての意義を有し、(1) 人権、(2) 労働、(3) 環境および(4) 腐敗防止に関し、企業が従うべき原則を定めている（松野・堀越・合力編〔2006〕98～100頁）。したがって、「国連グローバルコンパクト」は、社会的な課題を克服するために、企業が果たすべき役割を示したものとしての意義がある。第2に、グ

ローバル・レポーティング・イニシアチブ（Global Reporting Initiative：以下「GRI」という）から2006年に公表された「GRIガイドライン」があげられる。「GRIガイドライン」は、「持続可能性報告書」や「環境報告書」の標準化を目的として公表され、「経済」、「環境」および「社会」の3つの要素（トリプル・ボトムライン<sup>14)</sup>）を報告するための基準である。

このように、統合報告書は、財務報告の拡張のなかで、位置づけられる場合と、社会や環境の側面を重視して、位置づけられる場合の2つの淵源が存在している。これらのうち、IIRCは、ステークホルダーとの関係性において、財務資本の提供者を重視していることから、財務報告拡充アプローチを採用している。

Flower, J〔2015〕p.8によれば、IIRCのフレームワークにおいて、社会や環境の側面を省略し、財務の側面を強調した理由を、以下のように示している。

- (1) データの集計において、企業に大きな負担を強いること。
- (2) 企業が自身の活動の負の側面について、十分な開示を行う義務が生ずること。
- (3) 個々の企業が一定の水準を保って、報告することが容易ではないこと。

以上から、報告書を作成する企業側に配慮した結果として、社会や環境の側面を重視した開示がフレームワークでは、消極的なものとなっている。さらに、フレームワークの設定において、社会や環境の側面を重視する理想主義者のグループと会計プロフェッション、統合報告書の作成者および規制機関の代表者からなる現実主義者のグループとの対立が存在し、その対立においては、現実主義者のグループの意向に沿ったフレームワークが設定されたことが指摘されている（Flower, J〔2015〕p.15）。現実主義者のグループのうち、会計プロフェッションは、自己のビジネ

スのパイを拡大することを目的として、財務の側面を強調していると考えられる。規制機関の代表者については、社会や環境の側面は、定量化することが困難であり、当該諸側面についてまで、詳細な規制を設けることが困難であると判断されたために、財務の側面を強調せざるを得なくなったことが推測できる。作成者については、前述したとおり、過度な負担が強いられることを避けるために、財務の側面を強調している。したがって、フレームワークの設定段階において、統合報告書作成の提唱は、極めて政治的な意味合いを有していたことが明らかとなる。

この結果を検討した Flower, J [2015] p.15 では、IIRC の失敗として、第 1 に、統合報告書は、企業の主要な報告書とはならず、伝統的な財務諸表に沿った追加の報告書となること、第 2 に、統合報告書は、持続可能性を含んではいないこと、第 3 に、統合報告書には、ステークホルダーに対する企業活動の影響を総合的には含んでいないことおよび第 4 に、統合報告書の作成者に対して、わずかな義務しか課していないことをあげている。

つまり、このことは、ステークホルダーとの関係性として、財務資本の提供者が重視され、財務資本の提供者の観点から、重要性が決定されることを意味している。この重要性の決定には、たとえば、GRI の指針によった場合、社会および環境の側面に重点が置かれ、フレームワークの指導原則によった場合、価値創造に重点が置かれる (Mio, C [2016] p.16)。さらに、フレームワークが価値創造に重点を置いたとしても、誰にとっての価値であるのかということが問題になる。この価値の意味には、「投資者にとっての価値」、「社会にとっての価値 (社会や環境会計に整合的であること)」、「ステークホルダーにとっての価値 (企業のステークホルダー理論に整合的であること)」および「現在と将来世代にとっての価値 (持続可能性に整合的

であること)」があげられる (Flower, J [2015] p.5)。このうち、フレームワークは、統合報告書の説明責任の対象は、財務資本の提供者とされていることから、「投資者にとっての価値」の創造に焦点が充てられることになる。

以上の結果として、ステークホルダーとの関係性は、財務資本の提供者が重視され、これによって、財務資本の提供者の観点から重要性が決定され、投資者にとっての業績あるいは価値創造と投資者にとっての価値を創造するビジネスモデルを開示することが、フレームワークにおける統合報告書の作成原則となることが明らかとなる。

しかしながら、民間企業のうち、公的な性格を帯びる電力会社については、財務資本の提供者たる投資者の観点を重視しつつも、地域住民や消費者などの社会や環境の側面に深い関わり合いがあるステークホルダーについても、重視しなければならないと考える。その理由は、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による福島原発事故の影響に求められる。つまり、原発を有する電力会社においては、事故が生じた時の影響が多大であり、そのような大規模な事故が想定される現在においては、投資者のみならず、地域住民や消費者などの他のステークホルダー、さらには地球規模の観点によるステークホルダー (グローバルなステークホルダー) との関係性が極めて大きなものとなっているためである。以下では、財務資本の提供者以外にも、重視しなければならないステークホルダーが存在すると考えられる電力会社の統合報告書を分析し、公的な性質を帯びる企業が財務報告拡充アプローチとワン・レポート・アプローチのいずれに依拠しているのかについて、明らかにしたい。

### 3. わが国における「報告書」の開示実態 —電力会社を中心として—

以下では、わが国において公表されている統合報告書あるいはそれに準じた報告書（なお、ここでは、統合報告書とそれに準じたCSR報告書などを併せて「報告書」という）にどのような特質があるのかを分析したい。分析する統合報告書は、電力会社のそれとする。電力会社の「報告書」を分析する理由は、2011年3月11日に発生した東日本大震災に起因する東京電力株式会社の福島原発事故に求められる<sup>15)</sup>。

東京電力株式会社<sup>16)</sup>は、福島原発事故以前には、火力発電の縮小と原子力発電の拡大を目的として、サステナビリティ・レポートを公表していたと推測される側面がある。それは、具体的に、原発事故前に公表された東京電力〔2010〕7および30～33頁において、環境への対応として、莫大な二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を排出する火力発電に代えて、原子力発電へと移行することがCSR経営の実践であると主張されていたことに求められる。

福島原発事故後には、帰還困難区域、居住制限区域や避難指示準備解除区域が設定され、そこでの住民の生活が断絶された。このことは、この区域における自然が毀損されたことおよびそのコミュニティたる社会が毀損されたことを意味している。この観点を強調すれば、福島原発事故は、自然資本と社会・関連資本の毀損をもたらしたことに他ならない。つまり、福島原発事故は、統合報告書における6つの資本のうち、定量化が困難であり、かつ価値創造に間接的に結びつく社会・関連資本と自然資本の側面に深く関わるものである。

さらに、福島原発事故は、「想定外」という言葉に表現されるように、リスク管理が徹底されていなかったことや東京にある本社た

る東京電力株式会社と事故の現場たる福島原子力発電所の意思決定の齟齬に現れているように、ガバナンスが欠如していたという問題をもたらしていた。これは、統合報告書の内容要素のうち、ガバナンスの項目とリスクと機会の項目に該当することとなる<sup>17)</sup>。これらの2つの項目は、定量化が困難ではあるが、価値創造に直接的に結びつく項目であると考えることができる。

上述の理由を踏まえて、以下では、電力会社における「報告書」の開示実態を分析したい。わが国における電力会社10社が公表している「報告書」は、〔図表3〕のとおりである。

〔図表3〕から明らかなおとおり、統合報告という名称を用いているものは、東北電力、東京電力および中部電力の3社である。それぞれの統合報告書の頁数は100頁前後であり、10電力の「報告書」の平均81.3頁をおおよそ20頁ほど上回っており、ボリュームがあるといえる。CSRという名称を用いているあるいはそれに準じているものは、上述の3社以外のすべてである。また、そのうち、中国電力については、ダイジェスト版という形で公表されており、10頁と少ないものとなっている。

6つの資本に関連する事項を検討すると、財務資本に関連する事項は、統合報告書という名称を用いているものであれ、CSRという名称を用いているものであれ、「報告書」自体に、記載がなされている（ただし、ダイジェスト版の中国電力を除く）。そこでは、財務諸表、主要な財務指標あるいは各種の財務比率の記載がなされている。

製造資本に関連する事項は、発電や送電に関する設備の記載がなされている。特に、原子力発電所を所有している会社については、原子力発電の設備、その安全性の担保あるいは原子力発電の必要性に関する事項に頁数をさいている。これは、現在、原子力発電につ

わが国における統合報告書の実態と展望

〔図表3〕 わが国における電力会社が公表する

会社名	名称	総頁数	財務資本	製造資本	知的資本
北海道電力	ほくでんグループ レポート CSR/ESG Annual Report	68 頁	○	○	×
			各種の財務比率	2018年9月の北海道胆振地方の地震による設備状況	—
東北電力	統合報告書	103 頁	○	○	×
			財務諸表・各種の財務比率	設備状況	—
東京電力	TEPCO 統合報告書 2018	104 頁	○	○	○
			各種の財務指標・財務比率	設備概要	utility3.0
中部電力	アニュアルレポート Integrated Report	96 頁	○	○	○
			財務諸表・各種の財務比率	原子力発電所の設備の詳細(浜岡原発)と設備の概要	知的財産
北陸電力	CSR レポート 2018 社会環境活動報告	40 頁	○	○	×
			各種の財務指標と財務比率	原子力の安全と早期再稼働(志賀原発)	—
関西電力	CSR & Financial レポート	82 頁	○	○	×
			主要な財務指標・各種の財務比率	原子力発電(美浜、高浜および大飯原発)の仕組みと設備	—
中国電力	CSR ダイジェスト	10 頁	×	○	×
			—	設備復旧・原子力、火力と再生可能エネルギー設備(島根原発)・送配電の維持や管理	—
四国電力	アニュアルレポート 事業・CSR 報告書	88 頁	○	○	×
			各種の財務数値のみ(財務比率はなし)	主要事業場と自社設備・原子力(伊方原発)、火力、再生可能エネルギーと電力ネットワーク	—
九州電力	九電グループ CSR 報告書	139 頁 (本文) 用語解説 (5 頁)	○	○	△
			決算概要	原子力発電所の安全確保(川内・玄海原発)・複合災害への取組・設備の安全確保	イノベーション創出 ([i-Challenge])
沖縄電力	CSR Report	78 頁	○	○	×
			各種の財務数値と財務比率	安定供給のための発電設備や送電変電配電設備	—

出所) 沖縄電力株式会社〔2018〕, 関西電力株式会社〔2018〕, 九州電力株式会社〔2018〕, 四国電力株式会社〔2018〕, 中国電力株式会社〔2018〕, 中部電力グループ〔2018〕, 東京電力ホールディングス株式会社〔2018〕, 東北電力株式

「報告書」と6資本の分類からみた開示内容

人的資本	社会・関連資本	自然資本
○	○	○
働き方改革・人権尊重・ダイバーシティ取組・人材育成・安全衛生	電力の安全・安定供給・停電事故防止・災害対応・地域社会とのコミュニケーション・地域経済発展協力	環境負荷低減・再生可能エネルギー導入拡大・地域環境保全
○	○	○
人材活用・ワークライフバランス・女性従業員活用・人材育成・健康促進	顧客サービスの内容・地域協調・社会貢献・地域活性化・国際協力交流	環境経営・温暖化防止・資源活用・環境保全・環境コミュニケーション
○	○	○
人事戦略・働き方改革・ダイバーシティ	廃炉コミュニケーション・カスタマーエクスペリエンスの向上・尾瀬の自然プロジェクト	低炭素社会・環境負荷軽減・自然共生
○	○	○
人権尊重・人材育成・働き方改革・健康経営と労働安全・ダイバーシティ	公共インフラの維持と充実・地方雇用創出・防災、減災、治安・新サービスの提供・地域社会と地域大学への取組	再生可能エネルギー・低炭素社会・循環型社会実現・自然共生・地域や世界との連携
○	○	○
働き方改革・人権尊重・ダイバーシティ	電力安定供給・会員や顧客満足度向上・地域と歩む・教育活動サポート・コミュニケーション・原子力情報	低炭素化・再生可能エネルギー・マテリアルバランス・循環型社会実現・生物多様性・環境コミュニケーション・環境管理計画
○	○	○
人権尊重・働き方改革・ダイバーシティ・人材育成・安全衛生	サービスの安全性・地域社会との対話・地域創造活動	低炭素社会実現・循環型社会実現・地域環境保全対策・環境管理・環境コミュニケーション
○	○	○
労働災害ゼロ・人権啓発・仕事と家庭の両立	地域への社会貢献活動・スポーツ振興活動・地域密着サービス・SNSによる情報発信	地球温暖化対策・再生可能エネルギー・循環型社会
○	○	○
従業員の人格と多様性の尊重・働きやすい職場環境・労働安全衛生・人材育成	コミュニケーションの充実と強化・地域活性化・次世代層支援・従業員の社会活動支援	環境方針・環境保全活動体制・環境保全の目標と実績・事業活動と環境・地球温暖化対策・CO <sub>2</sub> 排出抑制・地球環境保全・循環型社会形成・環境管理・社会との環境コミュニケーション
○	○	○
労働安全衛生・人権尊重・働きがいある職場・多様な人材活用・従業員の能力向上と技術力維持継承	顧客満足の創造・情報公開の迅速化とコミュニケーション活動・地域社会共生活動・次世代育成支援・地域の課題解決	地球環境問題への取組・循環型社会形成・地域環境保全・社会協調・環境管理
○	○	○
教育研修・育児介護支援・採用や雇用への配慮・社会活動支援・ハラスメント対策・労使コミュニケーション・安全衛生や健康	顧客満足度の向上・地域社会への貢献活動	環境管理・地球環境保全や対策・循環型社会形成・環境コミュニケーション

会社〔2018〕、北陸電力株式会社〔2018〕および北海道電力株式会社〔2018〕にもとづいて、筆者作成。なお、沖繩電力株式会社においては、原子力発電所は存在しない（以下、〔図表4〕および〔図表5〕においても同様である）。

いての審査、許可あるいは再稼働を行っている電力会社において記載されている。このことは、「報告書」が原子力発電の再稼働を目的として利用されていることを暗に意味している。

知的資本に関する事項は、統合報告書という名称を用いている東京電力と中部電力に記載がなされているが、その名称を用いている東北電力については、記載がなされていない。また、具体的な項目として記載がなされてはいないが、九州電力の「報告書」では、イノベーションの創出として、記載されている。このことは、同業他社に所有する知的資本についての情報を知られたくないという理由から、企業は、知的資本についての具体的な開示に、消極的であるということの意味しているのかもしれない。したがって、電力会社のみならず、一般的な事業会社においても、「報告書」を作成および開示する場合には、知的資本の開示が消極的となる可能性があることを示唆しているといえよう。

財務資本、製造資本および知的資本は、前述のとおり、価値創造に直接的に貢献するものである。電力会社におけるこれらの資本の開示から、明らかになることは、第1に、財務資本に関しては、有価証券報告書において開示される財務情報以上の内容は記載されていないこと、第2に、製造資本に関しては、特に、原子力発電の推進に利用されている可能性があることおよび第3に、知的資本に関しては、積極的な開示がなされていないということが明らかとなる。つまり、統合報告書は、資本の結合化により、どのようにして、価値が創造されたのかというプロセスを明らかにするものであるにもかかわらず、それぞれの資本の開示には、それぞれの隠された意図が存在している可能性がある。したがって、価値創造に直接的に貢献する3つの資本には、それぞれにバラツキがあり、結合された価値創造のプロセスが反映されているとは

考えることができないといえよう。

残りの3つの資本は、価値創造に間接的に貢献する資本であるが、〔図表3〕より、CSRという名称を用いた「報告書」が多く公表されており、その開示内容は、充実している。

第1に、人的資本に関連する事項については、電力会社の多くが(1)人権の尊重、(2)働き方改革の促進、(3)ダイバーシティおよび(4)労災の防止や健康の促進の取り組みを記載している。第2に、社会・関連資本については、多くの電力会社が(1)顧客満足度の向上および(2)地域とのコミュニケーションや地域貢献への取り組みを記載している。また、顕著であるのが、電力の安定供給、災害対応や原子力発電の安全確保への取り組みが記載されていることである。最後に、自然資本については、ほぼすべての電力会社が(1)再生可能エネルギーや低炭素社会の実現、(2)循環型社会の実現および(3)環境管理や環境保全への取り組みを記載している。

以上から、価値創造に間接的に貢献する資本の開示事項は、多くの電力会社において、同様であり、それぞれの電力会社において、横並びであるといえるであろう。したがって、際立った特徴のある開示を行っている企業は、ほぼ存在しないといってよい。ただし、このうち、東京電力に限っては、福島原子力発電所の廃炉に取り組みなければならないという事情から、社会・関連資本の記載事項に関して、廃炉に関するコミュニケーションを開示している点に、特徴がある。

また、統合報告書という視点から、これら3つの資本の結合を考えた場合、これらの内容がどのような点で、どのような意味をもって、企業価値の創造に結びついているかが必ずしも明らかではないという問題が存在している。さらに、社会・関連資本では、原子力発電所の安全性への取り組みが記載されているが、他方、自然資本では、再生可能エネ

ルギーへの取り組みが記載されている。このことは、現状を鑑みる限り、原子力発電の再開へ重点を置きつつ、再生可能エネルギーにも取り組むということの意味していると考えられる。それは、(1) 現状では、原子力発電による電力供給に依存しつつ、将来的には、その依存度合を減少させ、再生可能エネルギーに重点をシフトするのか、シフトするのであれば、どのくらいの期間が必要であるのかなどの表明あるいは(2) 今後も、原子力発電による電力供給に依存し続けるのかといった、長期的な発電の方針を示す必要がある。つまり、電力会社におけるビジネスモデルは、発電、送電および電力販売という3つの柱から成り立っていると考えられるが、そのうち、どのように発電を行うのかという観点から、ビジネスを実行する方針が非常に重要なものと考えられる。その理由は、このようなビジネスを実行する方針こそが、電力会社の価値創造に影響を与える要因であり、この方針いかんによって、電力会社の価値創造のプロセスをより一層明確にする可能性があるためである。電力会社においては、

この点に、価値創造に間接的に貢献する3つの資本と価値創造に直接的に貢献する3つの資本の結合点が認められよう。

このような「電源ベストミックス（谷江〔2017〕12頁<sup>18)</sup>）」に関する各電力企業の開示事項は、〔図表4〕のとおりである。

〔図表4〕より、明らかになることは、上述のとおり、電力会社における6つの資本の結合点の1つと認められる電源ベストミックスの開示がなされていない会社も存在していることである。また、原子力の再稼働に関連づけて開示されている会社が3社、環境管理に関連づけて開示されている会社が3社および電力の安定供給に関連づけて開示されている会社が2社である。さらに、将来における理想的な電源構成を示している会社は、北陸電力と関西電力の2社のみである。

電源ベストミックスを開示している会社が名称を統合報告書としている東北電力や東京電力ではなく、CSR報告書としている北陸電力と関西電力である点は、CSR報告書には、統合報告書と同様に企業の価値創造プロセスを明らかにする機能をも有していると考え

〔図表4〕 電力会社10社の電源ベストミックスに関する開示事項

会社名	ベストミックスの記載	記載箇所	将来のベストミックスを想定した電源構成
北海道電力	○	原子力再稼働	×
東北電力	×	—	—
東京電力	×	—	—
中部電力	○	原子力再稼働・環境管理	×
北陸電力	○	原子力再稼働・環境管理	2030年度
関西電力	○	安定供給	2030年度
中国電力	×	—	—
四国電力	×	—	—
九州電力	○	環境管理	×
沖縄電力	○	安定供給	×

出所) 〔図表3〕と同様。なお、「×」は記載がないことを示している。

えることができる。この点を考慮するならば、現状では、統合報告書も CSR 報告書も企業の価値創造プロセスを明らかにする点では、相違がないということができよう。つまり、電力会社が開示する「報告書」は、現状において、どのような開示を行うかは、手探りの状態であり、統合報告書と CSR 報告書などの様々な考え方が「報告書」に混在していると考えられる。

つづいて、統合報告書、CSR 報告書、環境報告書あるいはサステナビリティ報告書において開示される事項がどの程度、電力会社 10 社の「報告書」では開示されているのかを検討したい。このような検討によって、電力会社で作成および開示される現在の「報告書」が財務報告拡充アプローチあるいはワン・レポート・アプローチのいずれに依拠しているのかを明らかにすることができる。ただし、ここでは、「報告書」自体を分析するために、統合報告書のみを検討するものではない。したがって、統合報告書のみを対象とした検討は、この後に行うことにしたい。これらの検討によって、「報告書」や

統合報告書が財務報告拡充アプローチあるいはワン・レポート・アプローチのいずれに依拠しているのかを明らかにすることができよう<sup>19)</sup>。

まず、「報告書」における開示事項は、統合報告書で開示されると考えられる (1) 中長期経営計画と (2) 価値創造プロセス、CSR 報告書、環境報告書およびサステナビリティ報告書のいずれにおいても開示されると考えられる (3) ESG 数値指標、主として、CSR 報告書で開示されると考えられる (4) CSR への準拠基準、(5) ガバナンスと (6) コンプライアンスおよび主として、環境報告書で開示されると考えられる (7) 第三者意見の観点から検討する。

以上の 7 点についての電力会社 10 社の開示状況は、〔図表 5〕のとおりである。

〔図表 5〕より、中長期経営計画を開示している電力会社は、5 社存在している。このことは、長期にわたる価値の創造を説明するという統合報告書の主要な目的と長期という点で一致している。しかしながら、価値創造プロセスを開示している会社は中部電力の 1

〔図表 5〕 電力会社 10 社の「報告書」における開示事項

会社名	中長期経営計画	価値創造プロセス	ESG 数値指標	CSR への準拠基準	ガバナンス	コンプライアンス	第三者意見
北海道電力	短期のみ	×	○	国連：持続可能な開発目標	○	○	×
東北電力	○	×	○	×	○	○	×
東京電力	×	×	×	×	○	×	×
中部電力	×	○	○	×	○	○	○
北陸電力	×	×	×	GRI ガイドライン第 4 版	○	○	○
関西電力	○	×	×	GRI ガイドライン 環境報告ガイドライン	○	○	×
中国電力	×	×	×	×	×	○	×
四国電力	○	×	×	GRI ガイドライン 環境報告ガイドライン	○	○	○
九州電力	○	×	×	GRI ガイドライン	○	○	○
沖縄電力	○	×	×	GRI ガイドライン第 4 版	○	○	○

出所) 〔図表 3〕と同様。なお、「×」は記載がないことを示している。

社のみである。したがって、大多数の電力会社が統合報告書の主要な目的を考慮して、中長期経営計画を開示しているとは考えることができないであろう。

ESGの数値指標については、ここでは、環境、社会およびガバナンスについて、一覧として開示されているか否かを対象としている。したがって、一覧として開示されている企業については、3社のみがあり、残りの企業については、当該数値情報を比較しようとする場合、それぞれの項目について、数値を参照しなければならず、「報告書」の比較可能性を妨げている要因と考えることができる。

CSR報告書を発行している7社がどのようなCSRの基準へ準拠しているかは、CSRガイドラインが最も多く、それに加えて、環境部門については、環境報告ガイドラインを参照している企業が多い。なお、ダイジェスト版を公表している中国電力については、当該ダイジェスト版には、準拠している基準が開示されていない。また、北海道電力については、GRIガイドラインや環境報告ガイドラインではなく、国連の持続可能な開発目標に準拠して、CSR行動憲章を設定している旨が開示されている。

ガバナンスについては、ダイジェスト版を公表している中国電力以外の企業については、すべて開示されており、コンプライアンスについては、福島原発事故を生じさせた東京電力以外の企業が開示を行っている。

従来の環境報告書で注目されていた第三者意見について、それを「報告書」レベルで取り入れている企業は5社である。第三者意見については、それが監査あるいは保証の水準にまで、いまだ到達していないという現状が明らかとなる。

これまでの検討より、わが国の電力会社における「報告書」は、以下のような特徴を有していることが明らかとなる。

それは、第1に、価値創造に直接的に貢献

する事項（ないしは資本）は、(1) 有価証券報告書における財務情報以上の内容は開示されていないこと、(2) 原子力発電の積極的な推進が想定されていることおよび(3) 同業他社に知られたいくはない知的資本の消極的な開示のみが行われていることといった特徴がある。このことは、電力会社にとって都合がよい部分のみをクローズアップした開示が行われている可能性があることを意味している。さらに、電力会社にとっての「報告書」が自社のアピールや自社が実施したい発電に関する事業の方針を紹介する媒体として利用されている可能性をも示唆している。

第2に、価値創造に間接的に貢献する事項（ないしは資本）は、(1) 原子力発電の安全性に関する事項が記載されていることおよび(2) 再生可能エネルギーへの取り組みに関する事項が記載されているといった特徴がある。しかしながら、このような原発と再生可能エネルギーのミックスをどのように行うのかといった方針は、具体的には示されていない。このことは、原子力発電所を有する会社が原子力発電への依存割合を高めたいという意図があるかもしれないことを暗に意味している。

第1と第2の点から、電力会社における「報告書」は、自らの事業の正当性や妥当性を表明する手段として利用されているといったことが懸念される。さらに、「報告書」には、電力会社が行う事業の正の側面たる正当性や妥当性のみ焦点が充てられており、負の側面に焦点が充てられてはいない<sup>20)</sup>。本稿で分析した各電力会社における「報告書」では、価値創造に関する事項が積極的に開示されているが、他方、価値毀損に関する事項が開示されないといった現状があるといつてよいであろう。

つづいて、東北電力、東京電力および中部電力における統合報告書の構成内容のうち、重要性、リスクと機会、戦略と資源配分、実

〔図表 6〕 わが国の電力会社の統合報告書の記載内容

	東北電力	東京電力	中部電力
重要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 経営陣を含めた会議にてコンテンツを決定後、社内の担当部門からのヒアリング等を経て、詳細なテーマを決定</li> <li>② CSR の推進</li> <li>③ 原子力発電</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 財務の見通しや ESG 情報の開示および読者からの意見を反映したコミュニケーションツールとしての位置づけ</li> <li>② 原子力発電</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ステークホルダーに対して、中長期の価値創造に向けた取り組みを開示するため、財務情報と非財務情報を統合的に報告</li> <li>② 価値創造の実践</li> <li>③ 原子力発電</li> </ul>
リスクと機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子力発電の安全性確保のためのリスクマネジメントの確立</li> <li>② 域外での電力販売</li> <li>③ 海外事業の拡大</li> <li>④ ガス事業の強化</li> <li>⑤ 電力・燃料のトレーディング事業の展開</li> <li>⑥ 再生可能エネルギー事業の推進</li> <li>⑦ 将来の事業領域拡大へのイノベーション追求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 電気事業の制度変更</li> <li>② 省エネ進展による需要減少</li> <li>③ 再生可能エネルギーの増加</li> <li>④ 燃料価格の上昇傾向</li> <li>⑤ 海外におけるエネルギー需要の伸長と競争激化</li> <li>⑥ ガス小売り全面自由化</li> <li>⑦ 福島第一原子力発電所の廃炉へのリスク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子力発電のリスク</li> <li>② 市場変動リスクや政策変動リスク</li> <li>③ リスク管理体制</li> <li>④ 有価証券報告書における事業リスクの記載</li> <li>⑤ 市場拡大の機会</li> <li>⑥ 次世代技術やデジタル化による多様なニーズ</li> <li>⑦ 域外への販売の機会</li> </ul>
戦略と資源配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 戦略的マーケティング機能を担う企業群の紹介</li> <li>② 資源配分は記載なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ブランド・透明性・人材・知的資本・事業効率・環境への配慮といった事業基盤の戦略</li> <li>② 資源配分は記載なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① バリューチェーンの拡大や対象エリアや対象国拡大への戦略</li> <li>② 資源配分は記載なし</li> </ul>
実績 (ESG 数値指標)	記載あり	記載なし	記載あり
見通し	財務や収支に対する見通しの記載が中心	計画・戦略・業績予想に関する記載が中心	財務や CO <sub>2</sub> 排出量に関する記載が中心

出所) 東北電力株式会社〔2018〕, 東京電力ホールディングス株式会社〔2018〕 および中部電力グループ〔2018〕にもとづいて、筆者作成。

績および見通しの記載内容を検討する。それぞれの会社における記載内容は、〔図表 6〕のとおりである。

〔図表 6〕より、各電力会社の重要性の判断は異なっている。具体的には、重要性に趣を置いてテーマを決定しているのが東北電力、コミュニケーションツールとして利用しているのが東京電力および財務情報と非財務情報を単純に統合しているのが中部電力である。また、東北電力では、CSR が中心とし

て取り上げられているけれども、中部電力では、価値創造が中心として取り上げられている。リスクに関しては、3社とも原子力発電所のリスク管理の記述が中心となっており、機会に関しては、事業拡大の機会の記述が中心となっている。戦略に関しては、各社それぞれに特徴があり、比較可能なものとなっている。資源配分に関しては、3社ともに記載がないものとなっている。ESG 数値指標としての実績は、東京電力には記載がないけれ

ども、東京電力のホームページにおいて掲載されていることが示されている。最後に、見通しは、財務的な記載が中心であるが、中部電力については、二酸化炭素の排出量の見通しも記載されている。

特に、重要性については、統合報告書の全体像を決定する要因であり、統合報告書を開示している電力会社3社にバラツキがあることは、注目されるべきであろう。つまり、電力会社という事業の特性から鑑みて、電力会社は、事業の財務的な業績の諸要因のみならず、事業の公共性あるいは公益性といった諸要因についても、開示が行われている現状がある。電力会社は利益追求のための経済性と電力供給の安定性や原子力発電の安全性といった公共性や公益性を有している。電力会社の統合報告書は、経済性と公共性や公益性との開示のバランスを規定する重要性がそれぞれ異なり、それぞれの統合報告書の性質にも影響を与えていると考えることができる。

このことから、電力会社の統合報告書におけるステークホルダーとの関係性は、フレームワークに示される財務資本の提供者のみならず、消費者や地域住民等を含めたステークホルダーとの関係性から重要性の決定が行われていることが明らかとなる。電力会社からみたステークホルダーとの関係性は、公共性や公益性という観点から、財務資本の提供者のみならず、消費者や地域住民からの事業活動の合意を得なければならない。当該合意を得るために、統合報告書が開示されていると考えることができる。したがって、ステークホルダーとの関係性は、企業が存続し、事業を継続するために、事業活動への合意を得るべき人々と企業との関わり合いということができ、この合意を得るための開示に統合報告書の役割が求められ、重要性の決定が行われるべきであると考えることができよう。

以上の検討から、わが国の電力会社における「報告書」は、財務拡充アプローチあるい

はワン・レポート・アプローチのいずれによっていると判断することができず、特に、電力会社のための「報告書」という側面が浮かび上がるであろう。これは、各電力会社により、様々な報告書が公表されており、そこでの開示事項についての詳細が決定されておらず、各電力会社において、手探りで開示事項を決定していることや電力会社が有している事業の性質が要因であると考えられる。このことは、各電力会社において、現在の「報告書」を統一化した形式で、比較が可能となるように、開示することが課題となっていることを示唆していよう。

#### 4. 統合報告書の課題と展望

これまで、統合報告書の鍵概念や2つの淵源および電力会社を中心とした「報告書」の現状を考察してきた。そこで明らかとなった点は、以下のとおりに整理することができる。

- (1) 統合報告書は、ステークホルダーとの関係性を基点とし、その関係性からどのような情報を開示すべきかといった重要性が決定される。重要性を伴った開示情報が結合されることによって、企業を中心とした組織の実績とビジネスモデルへの影響が示される。したがって、この点において、統合報告書は、「ステークホルダーとの関係性→重要性の決定→結合性→実績とビジネスモデルへの影響」といった連鎖が鍵概念となり、とりわけ、ステークホルダーとの関係性が統合報告書の性質を規定するといっても過言ではない。
- (2) 統合報告書の基底には、財務報告書のレリバンスロストを回復させることを目的として、従来の財務報告情報を拡充する財務報告拡張アプローチと財務報告書、環境報告書、CSR報告書あるいはサステナビリティ報告書などの

様々な報告書を1つの報告書にまとめて開示するというワン・レポート・アプローチの2つが存在している。そのうち、統合報告書がいずれのアプローチに依るか、ステークホルダーとの関係性によって確立され、統合報告書の性質が形成される。

- (3) 統合報告書作成のフレームワークでは、財務資本の提供者を主要なステークホルダーと規定しており、社会や環境に関する情報よりも財務に関する情報が重視されている。このことは、統合報告書で開示される価値創造のプロセスにおける価値の意味が投資者にとっての価値に焦点が充てられる。これは、フレームワークの作成にあたって、現実主義者たる会計プロフェッション、統合報告作成者および規制機関の代表者に配慮した結果であり、フレームワークの設定段階において、政治的な意味合いを有していたことを意味する。
- (4) 財務資本の提供者のみを主要なステークホルダーと見なすことが極めて困難なわが国の電力会社において、統合報告書と名称が付された「報告書」を作成しているのは、10社のうち3社であり、統合報告書の作成割合が少ない。また、様々な「報告書」が公表されている関係上、開示事項に関して、バラツキが存在し、会社間の比較可能性が担保できてはいない。
- (5) わが国の電力会社の「報告書」は、電力会社にとって都合がよい部分のみの開示が行われ、自社が実施を望む原子力発電に関する事業の方針を紹介する媒体として利用されている可能性がある。つまり、原子力発電所を有する会社が原子力発電への依存割合を高めることを目的として、「報告書」が利用されている可能性が存在している。このことは、

「報告書」が自らの事業の正当性や妥当性を表明する手段として利用されていることを示唆している。さらに、「報告書」は、企業価値の毀損を生じさせるような負の側面に焦点が充てられてはいない。

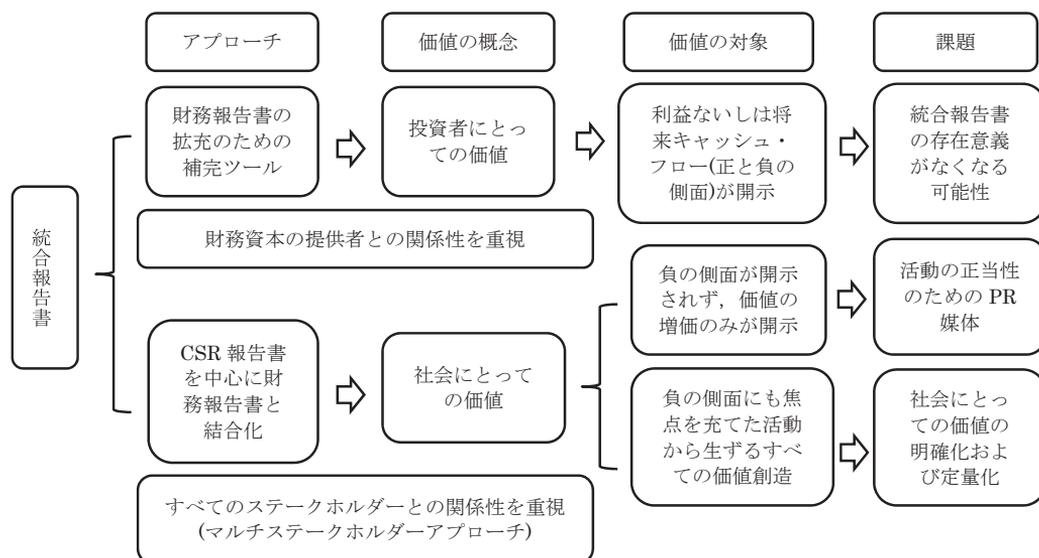
- (6) わが国の電力会社の「報告書」は、ステークホルダーとの関係性として、財務資本の提供者あるいは様々なステークホルダーのいずれの視点にもよっておらず、電力会社のための「報告書」といった意味合いが強く、現在公表されている様々な「報告書」を統一化することが課題となる。

以上から、統合報告書の進展として、2つの方向性を見出すことができよう。

それは、第1に、財務報告拡充アプローチにもとづく、財務情報をより良く理解するための補完的なツールとして、統合報告書を位置づける方向性である。このアプローチによれば、企業価値（ないし組織価値）は、「投資者にとっての価値」と意味づけられることになる。さらに、このアプローチにおける価値は、財務的な側面に焦点が充てられることから、価値の毀損たる負の側面もとらえられることになる<sup>21)</sup>。その負の側面は、具体的に、ここで中心となる企業業績たる利益の減少（あるいは将来キャッシュ・インフローの減少）として示されることとなる。統合報告書のフレームワークは、このような方向性を選択していると考えられる。この場合には、ステークホルダーとの関係性の中心が財務資本の提供者たる株主や債権者となり、従来の財務報告書と何ら変わるところがない。

したがって、統合化ないしは結合化される情報（特に、間接的に価値創造に貢献する資本）の軽視へとつながり、当該情報は、財務報告に付記するのみでよいという主張がなされる可能性がある。このような主張がなされた場合には、統合報告書という情報開示媒体

〔図表7〕 統合報告書の展開とその課題



出所) 筆者作成。

の必要性は薄れ、それは財務報告書へと結合されることとなろう<sup>22)</sup>。

第2に、ワン・レポート・アプローチにもとづく、CSR報告書を中心とした財務報告書との統合の方向性である。このアプローチによれば、企業価値(ないし組織価値)は、「社会にとっての価値」と意味づけられることとなる。ただし、「社会にとっての価値」が明確に定義されてはならず、また、電力会社における「報告書」のように、自己の事業あるいは活動の正当性を示すために利用される恐れがある。また、自己の正当性を示すための「報告書」には、価値の毀損を示す負の側面が開示されない可能性も存在している。このことは、統合報告書のフレームワークでは、価値創造のプロセスに焦点を充てており、その定量化を求めていることにもよる。つまり、価値創造のプロセスについて、定性的な情報の開示を許容する場合には、価値の毀損たる負の側面に関する事項は、消極的に開示され、価値の創造に関する事項がより積極的に開示されるという問題が生ずる。

したがって、統合報告書がワン・レポート・アプローチにもとづく場合、価値の毀損たる負の側面についても、焦点を充てた報告企業(あるいは組織)の活動から生ずるすべての価値創造に関する開示がなされなければならない。さらに、このアプローチによりすべての価値創造を開示することを求める場合には、「企業にとっての価値」を明確に定義することが必要とされよう。

以上の検討を図示すると〔図表7〕のとおりとなる。

### おわりに

本稿では、統合報告書のフレームワークの鍵概念、統合報告書の2つの淵源および電力会社における「報告書」の実態を検討した。

統合報告書の性質は、ステークホルダーとの関係性いかんにより規定される。ステークホルダーとの関係性とは、企業が存続し、事業を継続するために、事業活動への合意を得るべき人々と企業との関わり合いをいう。こ

の合意を得るための開示手段に統合報告書の役割が求められ、重要性の決定が行われると考えることができた。

このような関係性について、統合報告書のフレームワークにおいては、財務資本の提供者との関係性が重視され、企業価値は「投資者にとっての価値」を基礎としていた。なお、この場合における企業価値は、当該企業が生み出す将来のキャッシュ・フローの金額として規定することができる。この場合、統合報告書へのアプローチは、財務情報の拡充という視点が強調されるが、統合報告書は財務報告書に吸収される可能性が存在する。

他方、すべてのステークホルダーとの関係性を重視する場合、統合報告書はすべての報告書を包括し、結合化するワン・レポートとして規定される。その場合の企業価値は「社会にとっての価値」を基礎とすることとなる。この場合における企業価値は、当該企業が生み出す将来のキャッシュ・フローの金額のみならず、すべてのステークホルダーから事業活動の継続の合意を得るために必要とされる企業自体の存在意義であると考えられることができる。すべてのステークホルダーとの関係性が重視される企業には、電力会社が考えられ、電力会社の「報告書」の実態を分析し

た。ここでは、フレームワークで規定する財務資本の提供者のための開示ではなく、消費者や地域住民などをも含めたすべてのステークホルダーのための開示が行われていることが示唆された。この意味で、社会は、企業にとって、事業活動の継続に関する合意を得なければならない総体と考えることができよう。そのような意味から、「社会にとっての価値」が定義されなければならないと考える。

また、自らの事業の正当性や妥当性を表明する手段として「報告書」が利用されている一面があり、企業価値の毀損を生じさせるような負の側面に焦点が充てられてはいないことが明らかとなった。さらに、負の側面に焦点を充てる場合には、改めて「社会にとっての価値」が定義され、かつ定量化される必要があることが明らかとなった。

統合報告書がいずれのステークホルダーとの関係性を重視するかによって、2つの方向性が見出せるが、いずれの方向性による場合にも、検討すべき問題が存在する。このような問題の検討については、将来の課題としたい。

以上

#### (注)

- 1) なお、341社のうち、(1)日経225構成銘柄では129社(57%)、(2)JPX日経400構成銘柄では177社(44%)および(3)東京証券取引所一部上場企業では317社(15.3%)であり、その時価総額は338兆円となっている(KPMGジャパン、統合報告センター・オブ・エクセレンス[2018a]3頁)。また、大坪[2016]の調査によれば、これまでに非財務報告の公表実績のある企業は、1,492社であるとされている。
- 2) なお、KPMGジャパン、統合報告センター・オブ・エクセレンス[2018b]3頁においても、わ

が国における統合報告書作成企業のうち、大多数の企業が投資家を統合報告書の最も主要な読み手として想定していることが指摘されている。また、従業員や顧客については、半数以上の企業が主要な読み手と位置づけていることが指摘されている。したがって、統合報告書は、投資家のための情報開示が主要な目的であるが、投資家だけではなく、それ以外の読み手も想定していると考えられることができよう。

- 3) ここに、ESG情報とは、環境(Environment)、社会(Social)および統治(Governance)に関する情報である。このような情報を開示する会計

としては、環境会計やCSR会計から展開されたもの(勝山〔2015〕3頁)であり、環境会計やCSR会計は、企業の環境的側面や社会的責任の状況を開示することからはじまったとされる(勝山〔2015〕8頁)。このような指摘を鑑みると、ESG情報やCSR情報は、財務報告書自体に内在する問題を解決するために開示されてきたのではなく、財務報告書とは異なる観点から、財務報告書に含まれる情報とは異なる側面の情報を開示するという思考から展開されてきた側面もあるといえよう。

- 4) フレームワークでは、資本の役割を、(1) 価値創造の概念の理論的な裏付けの一部としておよび(2) 組織が利用あるいは影響を及ぼすすべての形態の資本への考慮を確保するための指針に求めている(IIRC〔2013〕para.2.17, 日本公認会計士協会訳〔2014〕14頁)。
- 5) なお、このようにKPIをフレームワークで規定しない理由としては、宝印刷株式会社総合デスクロージャー研究所〔2014〕34頁によれば、経営の多様性が高まる状況において、国際的な枠組み上、画一的な情報開示を求めることが適切でないためであることが指摘されている。
- 6) Katsikas, K, Rossi, F. M and Orelli, R. L.〔2017〕p.76では、フレームワークを採用し、統合報告書を作成することは、企業ないしは組織の自発的な意思によってのみ実行可能であることを示している。したがって、統合報告書の作成と開示は、あくまでも規制により強制されるものではなく自発的に行われる取り組みであると考えることができる。
- 7) フレームワークにおいて、重要性(materiality)は、統合報告書が組織の短、中および長期の価値創造能力に実質的な影響を与える事象に関する情報を開示すると定義され((IIRC〔2013〕p.5, 日本公認会計士協会訳〔2014〕5頁)、これは、重要性の定義を明示的に記載せずに、その意味を暗に示していると指摘されている(Eccles, R.G and Krzus, M.P〔2015〕p.127., 北川哲雄監訳・KPMG ジャパン 統合報告アドバイ

ザリーグループ訳〔2015〕115頁)。重要性の定義が明確でないために、重要性は、企業自身によって決定される固有の概念であることが指摘され、様々な財務資本の提供者とその他のステークホルダーの相対的重要性を決定することは、究極的には、取締役会の責任であることが指摘されている(Eccles, R.G and Krzus, M.P〔2015〕pp.119~121 and 132., 北川哲雄監訳・KPMG ジャパン 統合報告アドバイザリーグループ訳〔2015〕106頁および121頁)。したがって、フレームワークから、財務資本の提供者が重視され、これによって、その観点から重要性が決定され、投資者にとっての業績あるいは価値創造と投資者にとっての価値を創造するビジネスモデルを開示することが暗に示されているとしても、ステークホルダーとの関係性を規定し、それに伴う重要性をどのように決定するかは、それぞれ個々の企業あるいは産業によって異なることができる。このことが、後の電力会社の統合報告書の検討に、決定的な意味を有することになる。

- 8) たとえば、Jones, D.A and Smith, K.J〔2011〕pp.2048~2049では、包括利益計算書のボトムラインたる包括利益には、時の経過によって、利得が損失へと変化し、あるいは損失が利得へと変化するその他の包括利益が含まれていることが指摘されている。
- 9) KPMG ジャパン、統合報告センター・オブ・エクセレンス〔2018c〕25頁によれば、スタンダードアンドプアーズ(Standard & Poor's: S&P) 500の時価総額に占める有形資産の割合が1975年では83%、1995年では32%まで低下し、2015年では15%となっており、時価総額と会計上の純資産簿価との差額が無形資産たるインタンジブルズであり、インタンジブルズが財務報告に反映されていないことが説明力の低下の原因と指摘されており、インタンジブルズを開示することが統合報告書の目的の1つとなることが指摘されている。
- 10) なお、勝山編〔2004〕3頁では、熊本と新潟の

## わが国における統合報告書の実態と展望

水俣病、富山のイタイイタイ病、四日市の喘息という四大公害訴訟を、環境問題の嚆矢としており、このような公害問題は、1970年代に公害防止技術の発展や政府規制によって、急激に減少していったことが指摘されている。

- 11) ただし、環境会計ガイドラインは、2005年度版を最後に改訂がなされていない。なお、環境会計ガイドラインの詳細については、勝山編〔2004〕77～92頁を参照のこと。
- 12) なお、現在では、「環境報告ガイドライン（2018年版）」とされ、「書」の文字が除かれている。これは、現在、環境報告書に加え、CSR報告書やサステナビリティ報告書など多様な報告書に環境情報が組み込まれていることを考慮した結果であるといえる。この点からみても、情報過多の現状があるといえよう。
- 13) なお、データ改竄や検査不正以外の会計面からみた不祥事は、2010年以降も、(1) 2011年の大王製紙株式会社の横領事件、(2) 2011年のオリンパス株式会社の粉飾事件、(3) 2015年の東京芝浦電機株式会社の不適切会計あるいは(4) 2018年の日産自動車株式会社の最高経営責任者(Chief Executive Officer: CEO)であるカルロス・ゴーン氏の役員報酬に関する有価証券報告書への虚偽記載と枚挙にいとまがない。
- 14) トリプルボトムラインとは、経済的な繁栄、環境的な質および社会的な資本を同時に追求することを生じさせる持続的な発展(Elkington, J〔1999〕p.397)とされ、これは、経済、環境および社会といった3つの目標を達成し、持続的な発展を可能にすることである。また、持続可能性を目標とする会社は、単一の財務的なボトムラインではなく、経済、環境および社会といったトリプルボトムラインを実行することが必要とされる(Elkington, J〔1999〕p.397)。トリプルボトムラインが主張された背景には、第1に、新しい種類の製造物や技術が必要とされることが現実となり、その開発プロセスが持続可能でなければならないということが認識されるに至ったこと(経済的観点)、第2に、環境への影

響や自然的な資源への需要に限界が生じ、結果として、環境法の設定が相次いだこと(環境的観点)および第3に、持続可能な発展は、企業統治やグローバル化へと至る過程を変化させ、統治や市民社会といった新しい観点が要求されるに至ったこと(社会的観点)が指摘されている(Elkington, J〔2004〕p.7)。

- 15) なお、吉田〔2018〕111および113頁によれば、電力会社は、発電所といった環境負荷の大きい設備を備えており、福島第一原子力発電所の事故以降、原子力発電所からの放射線量や放射性廃棄物が地域住民に健康被害を与え、かつ火力発電に大きく依存することとなり、当該発電所からの二酸化炭素が地球温室効果ガスの主要因とされることを指摘している。このことから、福島第一原子力発電所の事故以後では、統合報告書が対象としている財務資本の提供者ではなく、ステークホルダーに対する報告が重視されると考えられるために、わが国における電力会社の「報告書」を分析している。
- 16) なお、現在では、東京電力株式会社ではなく、東京電力ホールディングス株式会社となっており、当該会社は、燃料・火力発電事業会社である東京電力カプエール&パワー株式会社、一般送配電事業会社である東京電力パワーグリッドと小売電気事業会社である東京電力エナジーパートナーの持株会社として機能している(東京電力ホールディングス・ホームページ〔2018〕)
- 17) 後述するように、フレームワークにおいて、統合報告書に含まれる内容要素として、(1) 組織概要と外部環境、(2) ガバナンス、(3) ビジネスモデル、(4) リスクと機会、(5) 戦略と資源配分、(6) 実績、(7) 見通しおよび(8) 作成の表示と基礎が示されている。このうち、(3)のビジネスモデルと(6)の実績は、「ステークホルダーとの関係性→重要性の決定→結合性→実績とビジネスモデルへの影響」という形で、統合報告書の指導原則と密接に結びついている。
- 18) なお、谷江〔2017〕12頁において、「電源ベストミックス」とは、理想的な電源構成を意味し、

特に、1970年代における石油危機以降、1980年代において、原子力発電を推進するために用いられた用語であることが指摘されている。

19) なお、ブラジル、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、南アフリカ、韓国、イギリスおよびアメリカのそれぞれの企業が公表した統合報告書を分析したものとして、Eccles, R.G, Krzus, M.P and Solano, C [2019] がある。ここでは、日本企業の統合報告書について、味の素、中外製薬、大和ハウス、コニカミノルタおよびオムロンの5社が対象となっている。分析の対象は、統合報告の内容要素たる(1)組織概要と外部環境、(2)ガバナンス、(3)ビジネスモデル、(4)リスクと機会、(5)戦略と資源配分、(6)実績、(7)見通し、(8)作成と表示の基礎のうち、(4)のリスクと機会、(5)の戦略と資源配分、(6)の実績、(7)の見通しに加えて、重要性の5つを取り上げ、点数化している。その結果、各国における統合報告の質にはバラツキがあることを明らかにしている。このような原因は、「フレームワーク」に強制力が存在しないことや統合報告書の作成者が「フレームワーク」の概念を誤解していることを指摘している。これを改善し、統合報告書の作成を促進するために、ベストプラクティスの抽出や投資コミュニティの積極的な関与が必要であることを明らかにしている。この結果、社会や社会全体の利益に役立つことを明らかにしている。なお、本稿における分析対象となっている電力会社において、統合報告書を作成している企業は、前述のとおり、東北電力、東京電力および中部電力の3社がある。したがって、後に、これら3社の統合報告書における重要性、リスクと機会、戦略と資源配分、実績および見通しの記載内容を分析し、Eccles, R.G, Krzus, M.P and Solano, C [2019] が指摘するように、記載内容のバラツキとそのバラツキが財務拡充アプローチあるいはワン・レポート・アプローチのいずれに結びつくものであるのか、あるいは結びつかないものであるのかを検討したい。

20) このことに関して、たとえば、2019年4月24日に、原子力規制委員会は、原子力発電所に設置を義務づけるテロ対策施設について、完成期限の延長を認めないことを決定し、期限内に当該施設を完成させなければ運転停止を命じる方針であることが報道されている。この原発停止の対象は、関西電力、九州電力および四国電力の5原発10基とされる(日本経済新聞社[2019]3面)。このような対策施設の完成遅延に関する情報は、「報告書」では、開示されていない。また、この遅延については、電力会社の見通しが甘く、規制当局に対しても甘く見ていたことが指摘されている(日本経済新聞社[2019]3面)。九州電力の川内原発が停止した場合、火力発電所の燃料費負担が増加し、収益が月に80億円圧迫されることも報道されている(日本経済新聞社[2019]1面)。このような情報は、統合報告書においては、ステークホルダーに対して、開示されるべき情報のみならず、財務資本の提供者に対しても、開示されるべき重要な情報となる。このような意味で、電力会社の「報告書」では、企業価値の毀損を生じさせるような負の側面の十分な開示が行われていないとみることができよう。さらに、De Villiers, C [2018] p.57では、経営者、従業員、監査人、顧客、市民団体(たとえば、環境集団)およびメディアといったすべてのステークホルダーが環境危機などの重要な事項に関する現在の情報を知るために、組織のウェブサイトを参照することやその期間的な評価のために、企業の持続可能性報告書や統合報告書に依存する傾向があることを指摘している。このことは、負の側面であればあるほど、「報告書」での開示が重要となろう。

21) なお、De Villiers, C and Van Staden, C. J [2011] pp.504および521では、環境上の負のレピュテーションを有する企業は、年次報告書において、より多くの環境情報を開示し、経営者は、情報の非対称性や資本コストを減少させることを試みていることを明らかにしている。また、負の状態ではないが環境危機を被っている企業は、

## わが国における統合報告書の実態と展望

ウェブサイトにおいて、より多くの環境情報を開示し、経営者は、政治的なコストの回避あるいは削減を試みていることを明らかにしている。また、ウェブサイトにおける環境情報の開示は、顧客による不買運動あるいは追加的な規制を避けることが意図されている。このことから、負の側面に関する情報は、財務報告書において開示され、負の状態にまでは至っていないものについては、財務報告書以外の情報開示媒体で開示されるということが明らかになる。このことは、後述するように、ワン・レポート・アプロー

チにもとづく、CSR 報告書を中心とした財務報告書との統合の方向性には、負の側面の情報開示が回避される傾向にあることを意味している。

22) なお、大坪〔2016〕128～129頁では、年次報告書とCSR報告書の統合化への移行類型を検討し、当該類型が5つに分類されることが指摘されている。ただし、そこにおいても、統合報告書の意義と「社会にとっての価値」の定義および定量化が問われよう。

### (参考文献)

- Brown, J and Dillard, J〔2014〕 Integrated reporting: On the need for broadening out and opening up, *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol.27 No.7, pp.1120～1156.
- De Villiers, C and Van Staden, C. J〔2011〕 Where firms choose to disclose voluntary environmental information, *Journal of Accounting & Public Policy*, Vol.30 Issue.6, pp.504～525.
- De Villiers, C〔2018〕 Stakeholder requirements for sustainability reporting, in De Villiers, C and Maroun, W. eds, *Sustainability Accounting and Integrated Reporting*, Routledge, pp.57～63.
- Eccles, R.G and Krzus, M.P〔2015〕 *The Integrated Reporting Movement: Meaning, Momentum, Motives, and Materiality*, John Wiley & Sons, Inc., 北川哲雄監訳・KPMG ジャパン 統合報告アドバイザーグループ訳〔2015〕『統合報告の実態—未来を拓くコーポレートコミュニケーション』日本経済新聞出版社。
- Eccles, R.G, Krzus, M.P and Solano, C〔2019〕 *A Comparative Analysis of Integrated Reporting in Ten Countries*, pp.1～43, <https://poseidon01.ssrn.com/delivery.php?ID=033064094066086089103093118079073125028059005053019029122064110125113096107002091100056013012059041007046066099127066122029022112048062045006103002119125110110006017002003068096106076095081117012100070091113006030121009121013069004115096119011003082&EXT=pdf> (最終閲覧日: 2019年7月25日)。
- Elkington, J〔1999〕 *Cannibals With Forks The Triple Bottom Line of 21st Century Business*, Capstone Publishing Limited.
- Elkington, J〔2004〕 Enter the Triple Bottom Line, Hendriques, A and Richardson, J edited, *The Triple Bottom Line; Does it all add Up?*, EARTHSCAN, pp.1～16.
- Flower, J〔2015〕 The International Integrated Reporting Council: A Story of Failure, *Critical Perspectives on Accounting*, No.27, pp.1～17.
- International Integrated Reporting Council (: IIRC)〔2013〕 *International Integrated Reporting Framework*, IIRC., 日本公認会計士協会訳〔2014〕『国際統合報告フレームワーク 日本語訳』日本公認会計士協会。
- Jones, D.A and Smith, K.J〔2011〕 Comparing the Value Relevance, Predictive Value, and Persistence of Other Comprehensive Income and Special Items, *The Accounting Review*, Vol.86 No.6, pp.2047～2073.
- Katsikas, K, Rossi, F. M and Orelli, R. L〔2017〕 *Towards Integrated Reporting Accounting Change in the Public Sector*, Springer.

## わが国における統合報告書の実態と展望

- Lev, B and Gu, F [2016] *The End of Accounting and The Forward for Investors and Managers*, John Wiley and Sons, Inc., 伊藤邦夫監訳 [2018] 『会計の再生：21世紀の投資家・経営者のための対話革命』中央経済社。
- Mio, C [2016] Integrated Reporting: The IIRC Framework, in Mio, C ed, *Integrated Reporting A New Accounting Disclosure*, Palgrave Macmillan, pp.1 ~ 18.
- 大坪史治 [2016] 「非財務報告の新たな展開—一つの統合思考とわが国企業実践における基礎調査—」『獨協経済』第95号, 125 ~ 134頁。
- 沖縄電力株式会社 [2018] 『CSR レポート 2018』沖縄電力株式会社。
- 勝山進編著 [2004] 『環境会計の理論と実態 第2版』中央経済社。
- 勝山進 [2015] 「統合報告の現状と課題」『商学集志』第84巻第3・4号, 1 ~ 18頁。
- 関西電力株式会社 [2018] 『関西電力グループレポート 2018 CSR & Financial Report』関西電力株式会社。
- 九州電力株式会社 [2018] 『九電グループ CSR 報告書 2018』九州電力株式会社。
- KPMG ジャパン, 統合報告センター・オブ・エクセレンス [2018a] 『日本企業の統合報告書に関する調査 2017』KPMG ジャパン。
- KPMG ジャパン, 統合報告センター・オブ・エクセレンス [2018b] 『日本企業の統合報告書の取組みに関する意識調査 2018 — KPMG ジャパン統合報告セミナーアンケート結果より—』KPMG ジャパン。
- KPMG ジャパン, 統合報告センター・オブ・エクセレンス [2018c] 『社会が選ぶ企業』日本経済新聞出版社。
- 四国電力株式会社 [2018] 『よんでんグループ アニュアルレポート 四国電力 事業・CSR 報告書 2018』四国電力株式会社。
- 宝印刷株式会社総合ディスクロージャー研究所 [2014] 『統合報告書による情報開示の新潮流』同文館出版。
- 谷江武士 [2017] 『東京電力—原発事故の経営分析』学習の友社。
- 中国電力株式会社 [2018] 『2018 エネルギアグループ CSR ダイジェスト Corporate Social Responsibility Digest 2018』中国電力株式会社。
- 中部電力グループ [2018] 『中部電力グループ・アニュアルレポート 2018 Integrated Report』中部電力グループ。
- 東京電力グループ [2010] 『サステナビリティレポート 2010』東京電力株式会社。
- 東京電力ホールディングス株式会社 [2018] 『TEPCO 統合報告書 2018』東京電力ホールディングス株式会社。
- 東京電力ホールディングス・ホームページ [2018] <http://www.tepco.co.jp/about/corporateinfo/outline/> (2018年12月12日最終閲覧)。
- 東北電力株式会社 [2018] 『東北電力グループ統合報告書』東北電力株式会社。
- 日本経済新聞社 [2019] 『日本経済新聞』2019年4月25日朝刊。
- 長谷川直哉編著, 宮崎正浩, 村井秀樹, 環境経営学会統合思考・ESG 投資研究会著 [2018] 『統合思考とESG 投資—長期的な企業価値創出メカニズムを求めて—』文眞堂。
- 北陸電力株式会社 [2018] 『北陸電力グループ CSR REPORT 2018』北陸電力株式会社。
- 北海道電力株式会社 [2018] 『ほくでんグループレポート 2018』北海道電力株式会社。
- 松野弘・堀越芳昭・合力知工編 [2006] 『「企業の社会的責任論」の形成と展開』ミネルヴァ書房。
- 吉田武史 [2014] 「原発事故後におけるCSRとその情報開示の課題」横浜商科大学公開講座委員会編『日本の「いま」をみつめる：制度・組織の視点から』南窓社, 25 ~ 55頁所収。
- 吉田雄司 [2018] 「業種別の環境会計情報の開示モデルとは何か（電力業のケース）」『埼玉学園大学紀要 経済経営学部編』第17巻, 111 ~ 122頁。

(Abstract)

In recent years, there have been a large number of reports including the environment, society and economy, not conventional financial reports. Internationally, framework for preparing integrated reports has been published.

In this paper, we examine the key concepts in the framework and provide that the nature of the integrated report can be defined by the relationship with stakeholders. The natures of the integrated report have “financial reporting expansion approach” that emphasizes relationships with financial capital providers and “one report approach” that emphasizes relationships with all stakeholders.

We analyze the report of the electric power company whose business activities are directly related to all stakeholders. As a result, in the electric power company, the report is used as a means to express the legitimacy and appropriateness of its own business, and the negative aspects that cause damage to corporate value are not focused.

As a result, it was pointed out that in the “financial reporting expansion approach”, the corporate value is considered as “value for investors” and the integrated report may be absorbed in the financial report. On the other hand, in the one report approach, corporate value is regarded as “value for societies”, and it is necessary to focus on the negative aspects that cause damage to corporate value.

“Value for societies” is needed to be defined and quantified.